

東松山市クリーンステーション設置基準

令和8年1月1日改正

この基準は、東松山市クリーンステーション設置管理要綱に基づき、クリーンステーションの設置及び管理について必要な事項を定める。

1 【設置要件】

クリーンステーションの新たな設置又は位置の変更等を要する場合は、次に掲げるものとする。

- ① 分譲住宅を建築しようとするもの。ただし、3戸以下の分譲住宅を建築する場合で、該当地区の自治会長等の同意があり、既設のクリーンステーションを利用できる場合は、この限りでない。
- ② 分譲住宅地など複数のクリーンステーションを設置する場合は、20戸につき1か所設けるものとする。
- ③ 集合住宅を建築しようとするもの。
- ④ 分譲住宅及び集合住宅を建築しようとするものは、近接地の既設クリーンステーションの維持管理に支障が生じており、自治会や利用者等から、共同利用の相談があつた場合、新たに設置するクリーンステーションの共同利用に努めるものとする。
- ⑤ 既設のクリーンステーションの維持管理等に支障が生じている場合、クリーンステーション利用者等は、クリーンステーションの統廃合や分割、位置の変更等に努めるものとする。なお、分割する場合は6戸以上の利用者を確保するものとする。ただし、地域の事情を勘案し、市長が特に認めたときはこの限りではない。

2 【設置場所】

クリーンステーションを新たに設置又は位置の変更等ができる場所は、次に掲げるものとする。なお、クリーンステーションの看板（高さ150cm程度、基礎40cm角程度）を考慮すること。

- ① 道路交通法等の法令に抵触しない（駐停車禁止区域等に該当しない）場所
- ② 収集作業及び交通上の安全性が確保できる場所
- ③ 原則として4トン収集車の通行が可能な場所
- ④ おおむね2m以上公道に接する場所
- ⑤ おおむね50世帯以上が利用する大型集合住宅については、敷地内で収集ができる、かつ収集車が旋回又は通り抜けができる場所
- ⑥ 収集車の投入口がおおむね2m以内につけられる場所
- ⑦ 行き止まり道路については、収集車が安全に旋回できる場所

3 【形状・構造】

クリーンステーションは、4【設置面積】を確保する三面ブロックで囲う構造を基本とし、高さは、利用戸数に応じ60cmから120cm程度、カラス・猫等による散乱防止対策ネットを固定できるフック等を取り付けること。

三面ブロック構造が難しい場合は、引き戸や観音開きタイプ、上蓋開閉式等のボックスタイプを認めるが、外部からごみの状態を確認できるものが望ましい。

なお、引き戸又は観音開きタイプの扉の高さは、180cm程度確保することが望ましいが、奥行きが1mを超えるもの、又は高さが1.4mを超えるものは、別途建築確認申請が必要となるか必ず確認すること。

既設のクリーンステーションの統廃合、分割、位置の変更等により設置する場合、形状・構造は努力義務とし周辺の設置状況を勘案し総合的に判断する。

4 【設置面積】

クリーンステーションを設置する最低有効床面積は、3m²（間口2m×奥行1.5m）、とし、利用戸数が15戸を超える場合には、1戸当たり0.2m²（45リットルのごみ袋1袋分のスペース）を乗じた面積を基本とする。

ボックスタイプを設置する場合は、1戸2袋分の容量を確保し、ごみ袋の積み込みが高さ1.2m程度と想定し、ごみの収集作業に支障が生じない規模のタイプを設置すること。

なお、間口と奥行は、現地の状況、収集作業への影響を考慮し判断する。

大型マンションに設置する場合は、ごみを分別する仕切り等を設置すること。

例：三面ブロック構造 18戸の場合

$$3\text{m}^2 + 0.2\text{m}^2 \times 3\text{戸} = 3.6\text{m}^2$$

（1袋分の目安）

ごみ袋 45ℓ (650mm×800mm)

面積 0.2m² (500mm×400mm)

体積 0.1m³ (面積×500mm)

5 【寄附】

分譲住宅地など戸建住宅に設置するクリーンステーションの土地は、管理上支障がないことを確認し、境界を明確に区分（市境界杭を設置）したうえで、市に寄附することができる。

6 【設置から利用開始までの流れ】

(1) 事前協議

住宅の開発行為等の計画段階で事前協議書（案内図、建物配置図、建物平面図、クリーンステーション構造図（平面図・立面図）、写真等を添付）を作成し市と協議する。



(2) 確認通知

事前協議書の書類審査及び現地調査を実施し、確認通知を送付する。



(3) クリーンステーションの整備

申請者は、事前協議内容に基づき、該当地区の自治会長又は利用者と協議し、確認を得たうえで、クリーンステーションを整備する。



(4) クリーンステーションの設置申請

申請者は、クリーンステーションの利用開始に向けて、収集開始の2週間前までに設置申請書（別記様式）を廃棄物対策課へ提出する。



(5) クリーンステーション看板の設置

申請内容が事前協議内容と相違ないことを審査し、クリーンステーションの利用開始を認める場合には、廃棄物対策課でクリーンステーション看板を設置する。



(6) クリーンステーションの利用開始

クリーンステーション利用者は、廃棄物対策課から指定された期日から利用を開始することができる。